

○総務省告示第 号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第十七条の規定に基づき、工事担任者の学校等の認定の基準を定める件（平成十一年郵政省告示第二百三十号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

- 一 認定の対象とする学校等
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校であつて、電気通信に関する課程を設置するものについては、次の表の区分に従い、認定する。

免除する試験科目	学校の区別
〔略〕	
電気通信技術の基礎	
〔第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信に限る。〕	〔略〕

- 二 入学資格及び修業年限
- 入学資格及び修業年限は、次表のとおりとする。

免除する試験科目	区分	入学資格	修業年限
〔略〕			
電気通信技術の基礎			
〔第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信に限る。〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表 授業科目及び授業時間数

授業科目	授業時間数	
	第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信の試験科目を免除する場合	第二級デジタル通信の電気通信技術の基礎の試験科目を免除する場合
〔略〕		

〔注1・2 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

- 一 〔同上〕
- 1 〔同上〕

免除する試験科目	学校の区別
〔同上〕	
電気通信技術の基礎	
〔A I第三種及びD D第三種に限る。〕	〔同上〕

- 二 〔同上〕
- 〔同上〕

免除する試験科目	区分	入学資格	修業年限
〔同上〕			
電気通信技術の基礎			
〔A I第三種及びD D第三種に限る。〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

別表 〔同左〕

授業科目	授業時間数	
	電気通信技術の基礎の試験科目を免除する場合	A I第三種及びD D第三種の電気通信技術の基礎の試験科目を免除する場合
〔同左〕		

〔注1・2 同左〕

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に、改正前の基準により免除する試験科目が電気通信技術の基礎（A I 第三種及びD D 第三種に限る。）として認定を受けている学校等については、改正後の基準により免除する試験科目が電気通信技術の基礎（第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信に限る。）として学校等の認定を受けているものとみなす。